

平成25年度社会福祉法人あま市社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

あま市社会福祉協議会として、取り巻く社会・経済情勢の変化に対処するとともに地域社会において、誰もが安心して生活できる地域福祉を創造することが求められています。

超少子高齢化・核家族化など社会における介護・福祉ニーズに的確に応えるため、あるべき姿の実現に向けて、事業を着実に展開することが重要な課題である。

これらの課題に向けて事業を展開するためには、

第1に、組織の運営と福祉関係事業を効率化する

第2は、提供する福祉関係のサービスの質的な向上を図る

第3は、職員の資質の向上と育成

第4は、あま市役所はじめ福祉関係機関・団体と緊密な連携を保つ

第5は、大規模災害に対する備えを万全なものとするための取り組みを展開する

2 重点目標

(1) 会員募集の強化推進

地域における福祉向上のため活動に参加していただく方法として会員制度を運用しています。会費は福祉事業を展開する財源となります。

(2) ボランティアの活動強化

ボランティアセンターの機能充実や登録者の増加と具体的な活動の推進を図る。特に、防災ボランティアの計画的な活動を実施する。

(3) 地域福祉活動の推進

今年度、地域福祉活動計画を新たに策定し、さらなる地域福祉の充実と向上を図る。

(4) 介護保険事業の経営安定化とサービス向上

経営改革を推進するため運営組織を見直し、事業の効率化とサービス向上を図る。

(5) 法人運営基盤の強化

組織運営を強化し、多様化する地域福祉のニーズに対応するため、適材適所に職員を配置するとともに、優れた人材を育成する。

区分	事業名	摘要	
		事業の概要	事業内容
法人運営	会員募集	社協における会員は、地域福祉の推進や社協事業に賛同し、会費を納入する「賛助会員」的な性格を有するもので、地域住民の自覚に基づく加入を基本として整備を図る必要があります。さらに、地域住民に対する情報提供や相談、社協事業への参加や意見聴取等を通じて、社協事業への認識と協力を大きく進めます。	強化月間(7月、8月) 法人会員(法人及び事業所等) 年額1口3,000円 普通会員(個人) 年額1口500円
	社協だより 社協ホームページ	地域住民に社会福祉協議会を知ってもらうための広報であり、福祉の情報を発信致します。	社協だより年4回 (4月、7月、10月、1月) ホームページを毎月更新
地域福祉推進事業	平和祈念式典	戦没者及び戦争犠牲者並びに、今日のあま市を築いた市内の物故者に哀悼の意を表すとともに、あま市はもとより世界の恒久平和を祈るために平和祈念式典を実施する。	期 日 平成25年8月10日(土) 場 所 甚目寺公民館
	老人給食サービス (ふれあい給食)	市内在住で概ね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者に給食サービスを実施することにより参加者相互の交流の機会を設けて、閉じこもりの防止や孤独感の解消と健康保持を図り、老人福祉を増進する。	実施日 毎月2回(第1・3水曜日) 場 所 七宝総合福祉センター 利用者負担金 1回 300円
	配食サービス	あま市在住のひとり暮らしの高齢者(65歳以上)、高齢者世帯、身体障がい者のみの世帯、知的障がい者のみの世帯で、食事をつくるのが困難な方を対象に、配食サービスを実施する。このサービスにより、健康維持及び安否確認を行い、居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。	実施日 毎週2回(火曜日・土曜日) 利用者負担金 1回 300円
	寝具洗濯乾燥消毒サービス	あま市内在住の概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障がい者であって、老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により寝具類の衛生管理が困難な方を対象に在宅介護上必要な寝具の洗濯乾燥消毒サービスを実施することにより、その福祉の増進に資することを目的とする。	実施回数 月1回(うち洗濯は年2回) 1回につき寝具4枚まで 利用者負担金 無料

区分	事業名	摘要	
		事業の概要	事業内容
地域福祉推進事業	車いす貸出	あま市内在住の他制度を利用できない方で、疾病・外泊等により車いすを必要とする方に車いすを貸出し、日常生活の便宜や社会参加の促進と福祉の向上を図る。	貸出期間 原則として、1ヶ月以内。ただし、期間内であっても車いすを必要としなくなった場合は速やかに返却する。 費用 無料。返却時に破損している場合は、利用者は修繕費を実費負担する。
	車いす専用車貸出	あま市在住の車いす利用の障がい者、高齢者並びにその家族に、車いす専用車の貸出しを行い、日常生活の便宜や社会参加の促進を図る。	貸出期間 1日：月曜日から土曜日 午前9時～午後5時まで 日曜日、国民の祝日 1月1日～4日 } は除く。 12月28日～31日 } 費用 無料。ただし、次に該当する費用は申請者の負担となる。 ※通行費・駐車料及びその他の費用 ※貸出しを受けている期間中に発生した事故等による車両の修繕費
	ふれ愛エンゼルシッター	児童が最善の子育てを受ける環境を整備し、次代の担い手である児童一人ひとりが、個性豊かでたくましく思いやりのある人間として成長できるよう社会全体で子育ての支援をすることを目的に、各種事業に職員や専門員を派遣するなどの活動を展開しています。	あま市内の公共施設（公民館・体育館・保育園）等へシッターを派遣します。
	福祉教育 (社会福祉協力校)	小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉に対する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高める。 ボランティア・社会連帯の精神を養うとともに、あわせて地域社会との連携を深め「住みたくなるまちづくり」を目的に社会福祉協力校に委嘱する。	対象 あま市内 小学校 12校 中学校 5校 高等学校 2校 内容 福祉実践教室など社会福祉関連事業の実施
	健康福祉まつり	健康相談・ボランティア活動紹介・演芸・福祉バザー・ゲーム等を通じて地域福祉の啓蒙と健康に関する理解を深める。多くの市民が参加することによって「住みたくなるまちづくり」を目指します。	期日 平成25年11月3日(土) 場所 甚目寺総合福祉会館
	支えあいネットワーク	市内在住のひとり暮らし高齢者(65歳以上)、高齢者のみの世帯を対象に住み慣れた地域で安心して生活できるように自宅の外観点検といった見守り活動、実際に声をかける声かけ活動を実施しています。	実施日 ボランティアの方が随時活動

区分	事業名	摘要	
		事業の概要	事業内容
地域福祉推進事業	ふれあい・いきいきサロン活動	ふれあい・いきいきサロンは、地域に住んでいる高齢者を対象として、地域住民やボランティアにより、地域の公民館や集会所、公共施設等を利用して、集まって過ごす「憩いの場」作りです。この活動は、誰もが地域の中で安心して、健康に生きがいをもって暮らしていけることを目指します。	ボランティア連絡協議会と協働して事業を展開します。 また、小地域福祉活動をあま市全域に展開出来るよう拡充を図ります。
共同募金配分事業	身体障がい者ふれあい大会 (グラウンド・ゴルフ)	誰でも楽しめるスポーツであるグラウンド・ゴルフを通じて、身体に障がいをもった方たちとの“ふれあい”を深めることを目的とします。	期 日 平成25年6月1日(土) 場 所 森グラウンド 対象者 市内在住の身体障がい者
	福祉団体の野外研修	市内に在住の各種福祉団体の会員が研修を通じて「あらゆる分野での参加が保障される平等な社会実現」を目指し、交流を図ります。	子ども会親子ふれあい遠足 期 日 平成25年8月 行 先 ナガシマ(予定) 身体障がい者野外研修 期 日 平成25年10月 心身障がい者野外研修 期 日 平成25年10月 ひとり親家庭野外研修 期 日 平成25年10月
	三世代交流大会	三世代間の交流を図り、健康・友愛・活力をテーマとして三世代交流大会を実施し、地域福祉の充実を進めます。	期 日 平成26年2月 場 所 七宝総合体育館
	地域福祉活動計画	地域福祉活動計画は、社協が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う方、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する方が相互協力して策定します。地域福祉の推進を目的とした社協の活動・行動計画となります。	平成25年度に地域福祉活動計画を策定します。策定にあたっては、あま市が策定する地域福祉計画の内容と策定過程を共有して作成します。策定・実施・評価にあたっては、地域福祉の課題や生活課題、社会資源の状況、地域福祉推進の理念等について共有を図り、地域住民の参加による福祉活動やその支援策を共通に位置付ける等、相互の連携をとります。この計画は、より実践かつ有効的な計画となります。
ボランティア事業	ボランティア団体育成・助成	幅広い市民の地域活動への主体的な参加を促進し、ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティア活動を行う団体に対する助成を行います。	平成25年度助成予定団体 16団体 あま市ボランティア連絡協議会並びに福祉活動を目的とした団体を対象に助成します。
	ボランティアセンター運営	地域住民の福祉やボランティアに関する情報提供や参加の促進などさまざまな支援を行います。	ボランティアに関する相談、登録、紹介、連絡調整、情報収集・提供、ボランティア保険の受付、災害時のボランティア活動支援などを行う。

区分	事業名	摘要	
		事業の概要	事業内容
介護保険事業	介護保険サービス	寝たきりや認知症などにより介護が必要な方や家事や身のまわりのことなど、日常生活上の支援が必要な方に福祉サービスを行います。	居宅介護支援事業所 介護支援専門員を配置し、要介護認定等申請の代行や介護サービス計画の作成及び介護サービスを利用する時の相談窓口を行います。 訪問介護事業所(ホームヘルプサービス) ヘルパーが家庭を訪問し食事、入浴、排泄の介助や炊事、清掃、洗濯といった家事など日常生活上の手助けを行います。 通所介護事業所(デイサービス) 施設に通い、食事・入浴の提供や、日常動作訓練などを行います。
指定管理者制度	指定管理受託	総合福祉センターが公の施設であることを常に念頭におき、公平な利用に供し、安定的かつ継続的なサービスの提供とその向上に努めます。	老人福祉センター 健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を供与する。 デイサービスセンター 在宅要援護老人等に対し施設で、食事・入浴等を行う 七宝福祉作業所・ひまわり作業所・くすのきの家 心身障がい者に必要な訓練を行い、かつ実際に作業を行い収入を得て、自活を図ります。
相談支援事業	障害相談支援	障がいのある人やその家族・介助をする人などが、地域で安心して自分らしい生活ができるよう、様々な相談支援を致します。	利用者の有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身体障がい者・知的障がい者等の相談・サービスの提供等を行います。 ①総合的な相談支援 ②福祉サービスの利用援助及びサービス等利用計画の作成 ③社会資源(制度紹介)を活用するための支援 ④社会生活力を高めるための支援 ⑤生活の継続に必要な直接的な支援 ⑥専門機関との連携・紹介
障害福祉サービス事業	就労継続支援B型	雇用されることが困難な知的障がい者に、社会参加の場を提供し、生産活動及び生活指導等の支援を行います。	就労継続支援B型事業 生産活動による職業訓練および日常生活指導等を行う実施します。
	生活介護	常時介護等を必要とする知的障がい者の方が安定した生活を営めるように介護や日常生活上の支援を行います。	生活介護事業 創作活動や日常生活訓練を中心としたプログラムを提供し、身辺自立や社会性の向上を目指します。
心配ごと相談事業	心配ごと相談	広く地域住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、社会資源を有効に活用できるように適切な助言・援助を行い、住民の福祉の増進を図ります。	実施日及び場所 第1木曜日 美和総合福祉センター 第2木曜日 甚目寺総合福祉会館 第3木曜日 七宝総合福祉センター ※休館日の場合、別に定める日とする。 相談員：民生委員・児童委員 内容：相談受付・助言等

区分	事業名	摘要	
		事業の概要	事業の内容
心配ごと相談事業	法律相談		<p>実施日及び場所</p> <p>第1木曜日 甚目寺総合福祉会館 第2木曜日 美和総合福祉センター 第3木曜日 甚目寺総合福祉会館 第4木曜日 七宝総合福祉センター</p> <p>※休館日の場合、別に定める日とする。</p> <p>相談員：弁護士 内容：法律相談等（予約制）</p>
	司法書士による相続・登記相談	※主催は愛知県司法書士会	<p>実施日及び場所</p> <p>毎月最終木曜日 甚目寺総合福祉会館 毎月最終木曜日 美和総合福祉センター</p> <p>※休館日の場合、別に定める日とする。</p> <p>相談員：司法書士 内容：相続・登記等（予約制）</p>
貸付事業	生活福祉資金貸付事業	低所得世帯等に対して、低利息または無利子での資金貸付と民生委員による必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的します。	<p>民生委員・児童委員への周知や、ケースワーカー、ホームヘルパー、障がい者相談員、介護支援専門員等と連携して、各種貸付制度等を「福祉サービス」の一つとして考え、貸付条件に該当するようなケースに対しては積極的に対応します。</p> <p>愛知県社協と連携して、窓口における相談支援、ホームページでの紹介、さらにハローワーク等関係機関と連携した制度の案内などの広報活動も実施します。</p>
	くらし資金貸付事業	生活の不安定な低所得者に対して、生活を保全し、経済的自立を助長することを目的とした事業	